

一般社団法人日本獣医がん学会 理事選出細則

第1章 総則

(適用)

第1条 この細則は、一般社団法人日本獣医がん学会（以下、「当法人」という。）の定款第6条に基づいて理事選出に関し必要な事項を定める。

(選挙管理委員会)

第2条 理事の選出を行うため、選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会の構成は、現職理事1名、代議員1名及び当法人の事務局1名とし、会長が委嘱する。

3 選挙管理委員会の委員長は、会長が委嘱する。

(定数)

第3条 理事の定数は、定款第23条の定めに基づき、15名とする。

(公示)

第4条 理事選出に関する公示は、当法人のホームページで行う。

第2章 理事の選出

(選出)

第5条 理事は、現職理事及び現職代議員による選挙によって選出する。

(定数)

第6条 理事の定数は15名とする。

(選挙人)

第7条 選挙人は、現職理事及び現職代議員とする。

(被選挙人)

第8条 現職理事及び現職代議員は、理事に立候補することができる。

(立候補の届出)

第9条 理事選挙に立候補する者は、所定の様式（WEBのフォームや書式など）に則り、選挙管理委員会の指定する期日までに届け出るものとする。

(候補者の公示)

第10条 選挙管理委員会は、立候補者の資格審査を行い、立候補者名簿を作成し、投票期間の初日の14日前までに選挙の実施を公示する。

(投票方法)

第11条 理事選挙の投票は、郵送やWEBなどで行う。

2 投票は指定された投票方式に従い、無記名投票とする。

(開票)

第12条 開票は、選挙管理委員会が定めた日に選挙管理委員会が行う。

2 次のいずれかに該当する投票を無効とする。

- 一 所定の投票用紙を用いないもの
- 二 立候補者以外の氏名を記載したもの
- 三 所定人数以上の氏名を記載したもの（所定人数以下は有効）
- 四 白票
- 五 記載した内容が確認しがたいもの

(当選者の決定)

第13条 当選者は、全候補者を得票順に並べ、得票の多い順から理事を決定する。

2 前項において、得票数が同じ候補者が複数いる場合には、年長者から順に当選者とする。

3 前項において、生年月日が同日の場合には、選挙管理委員長の抽選により決定する。

4 選挙管理委員会は、選挙の結果を速やかに公示する。

(理事の任期)

第14条 選挙選出理事の任期は、理事選挙が実施された年の定時社員総会終了の日の翌日に始まり、2年後の定時社員総会終了の日までとする。

(欠者の補充)

第15条 選挙選出理事に欠員を生じたときは、会長は社員総会の決議を経て、次点者を理事として補充することができる。

2 前項の規定によって理事を補充したときは、会長は速やかにこれを公示する。

(選挙の疑義)

第16条 理事の選挙に関して疑義を生じたときは、選挙管理委員会で審議し方針を決定する。

第3章 補則

(補則)

第17条 定款及び理事選出細則に定めるもののほか、選挙管理委員会の運営及び理事選挙実施に必要な事項は、選挙管理委員会が定めることができる。

(細則の変更)

第18条 この細則の変更は、社員総会の決議を要する。